

ご質問への回答

令和3年6月7日

国土交通省 住宅局 住宅生産課

【ご指摘事項】

住宅の対策ケースに含まれる「対策」は何を含んでいるのか明示してください。

【国交省回答】

住宅の対策ケースに含まれる「対策」とは、改正建築物省エネ法（令和元年5月公布）に基づき措置された、中大規模住宅に係る届出制度の監督体制の強化、小規模住宅に係る建築士から建築主への説明義務制度の創設、注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加を指します。

【ご指摘事項】

2030年度における対策ケースの住宅ストック数（表3）が実現できるとする2020年・2025年・2030年の新築住宅における性能別シェアを明示ください。

【国交省回答】

対策ケースにおける2020年・2025年・2030年新築住宅の性能別シェアは以下の通りです。

	2020年度	2025年度	2030年度
S55年基準	0%	0%	0%
H4年基準	24%	7%	7%
省エネ基準	22%	23%	7%
誘導基準	18%	10%	21%
トップランナー基準	24%	32%	17%
ZEH基準以上	12%	29%	48%
合計	100%	100%	100%

【ご指摘事項】

住宅の最終的な省エネ量が359.2万kL（新築316.7 / 改修42.5）となっており、日本の約束草案における356.7万kL（新築314.2 / 改修42.5）と異なります。この359.2万kL（または新築316.7万kL）が公開されていた資料の出典を示してください。

【国交省回答】

令和3年5月7日付け回答別紙1以外に「359.2万kL」との省エネ量に関する公開資料は存在しません。なお、第18回社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会（平成31年1月18日）資料3-2では、「新築の住宅・建築物において実現すべきエネルギー削減量（住宅：314.2万kL、

建築物（住宅以外）：332.3 万 KL）の達成は可能であると見込まれる」との記載にとどまっております。

【ご指摘事項】

建築物の対策ケースに含まれる「対策」は何を含んでいるのか明示してください。

【国交省回答】

建築物の対策ケースに含まれる「対策」とは、改正建築物省エネ法（令和元年5月公布）に基づき措置された、中規模建築物の適合義務制度の対象への追加、小規模建築物に係る建築士から建築主への説明義務制度の創設を指します。

【ご指摘事項】

表7の対策ケースにおける省エネ性能別床面積が実現するのに必要な、新築の性能別シェアを2020/2025/2030年で明記ください。

【国交省回答】

対策ケースにおける2020年・2025年・2030年新築建築物の性能別シェアは以下の通りです。

	2020年度	2025年度	2030年度
H5年基準	4%	1%	1%
省エネ基準	10%	9%	9%
誘導基準	78%	79%	75%
ZEB基準以上	8%	11%	15%
合計	100%	100%	100%

【ご指摘事項】

今回の算出は、2019/01/31 今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次答申）の根拠と考えてよいか、確認ください。

この第二次答申の根拠となったとされる、2019/01/18 第18回社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 資料3-2との整合も明示ください。

【国交省回答】

・令和3年5月7日付けの回答別紙1は、第18回社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会（平成31年1月18日）資料3-2における「新築の住宅・建築物において実現すべきエネルギー削減量（住宅：314.2万KL、建築物（住宅以外）：332.3万KL）の達成は可能であると見込まれる」との記載の根拠にあたります。

・第二次報告案に盛り込まれた対策（小規模住宅に係る建築士から建築主への説明義務制度の創設、注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加等）は第二次答申

においても同様に盛り込まれたことから、令和3年5月7日付けの回答別紙1は、第二次答申における「新築の住宅・建築物において実現すべきエネルギー削減量（住宅：314.2万KL、建築物（住宅以外）：332.3万KL）の達成は可能である」との記載の根拠にも相当するものです。

【ご指摘事項】

また、国交省から今回提出された計画（別紙1）ではZEH基準の住宅を急速に増やすことが主眼におかれているにも関わらず、なぜ対策評価指標に「新築住宅の省エネ基準適合率」が採用されているのか、理由を明確にしてください。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai44/siryou1.pdf>

【国交省回答】

平成28年度に策定された現行の地球温暖化対策計画においては、2020年の省エネ基準適合義務化に主眼がおかれており、その後同計画は改定されておきませんので、当初のまま「新築住宅の省エネ基準適合率」となっております。

【ご指摘事項】

同じく、P129「建築物の省エネ化」において、すでに省エネ基準適合率が100%近いのに、なぜ対策評価指標に「新築建築物における省エネ基準適合率」が採用されているのか、

【国交省回答】

平成28年度の地球温暖化対策計画策定当時においては2020年の省エネ基準適合義務化に主眼がおかれており、その後同計画は改定されておきませんので、当初のまま「新築建築物における省エネ基準適合率」となっております。

以上